

# 多賀城市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

多賀城市

## 1 促進計画の地域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 現況

本地域は、当市の西部域に位置し、二級河川七北田川と二級河川砂押川に囲まれた都市近郊農業地域である。

農業の状況は、遅れている面的整備と農地集積に向けてほ場整備事業に取り組んでいるが、就農環境については、仙台市に隣接し、就業条件に恵まれていることから、兼業農家が大多数を占めており、農業者の高齢化と相まって、後継者・担い手の不足が大きな課題となっている。

一方、周辺地域では宅地開発が進んでいることから、豊かな田園空間を活用して都市住民の散策や憩い場として利用されており、湛水被害を防止する防災空間としての役割や田園地帯の緑の景観保全も重要になっている。

このような状況の中で、将来的には非農家や子供達を含めた農用地の保全管理により、担い手の負担を軽減し、地域農業を継承・継続して行く必要がある。

### (2) 目標

現状を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を構築し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）を中心に推進し、将来の地域農業の中心となる担い手を確保しつつ安定的な農業経営を継続するとともに、地域全体で農用地の保全管理を進め、当該施設の機能の保持、増進により多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

番号	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	多賀城区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし